ESG 課題へのアプローチ

（実務プロセス）

2023 年 7 月
MS&AD インシュアランスホールディングス

内容

１．サステナビリティを考慮した事業活動に関する考え方 1

２．実務プロセス 2

（１）保険引受 3

（２）投融資 4

１． サステナビリティを考慮した事業活動に関する考え方

MS&AD インシュアランス グループは、安心と安全を提供する保険・金融グループとして、サステナビリティを考慮した事業活動を行っています。ステークホルダーと対話をしながらサステナビリティに関わる課題への理解をともに深め、その解決に貢献し、企業価値の向上を目指しています。

保険引受においては、社会からの要請に応える商品・サービスを提供するとともに、社会や地球環境にネガティブな影響を及ぼす課題やリスクを考慮した引受を行っています。

投融資においては、ESG を考慮し、中長期的な投資リターンの獲得とサステナビリティに関わる課題解決への貢献を目指しています。

このような環境・社会・ガバナンスを考慮した事業活動は、当社グループの ESG 課題へのアプローチとして方針と取組の概要をオフィシャル Web サイトで公表するとともに、保険引受・投融資の実務に組み込まれています。

- サステナビリティの考え方
- ESG 課題へのアプローチ

ESG リスクに関する方針の策定、高リスク案件への対応に関する判断等は、グループサステナビリティ委員会で論議・報告しています。ESG リスクを当社グループ自身のリスクとして対応するほか、事故の低減を目的とし安全運転を支援する運転見守りサービスを付加した自動車保険やビッグデータの活用による自然災害への予防策の提供のように、ESG への対応をビジネスチャンスにつなげる取組みも進めており、事業会社で設置している ESG をテーマとした各種タスクフォースおよびワーキング・グループを通じ、さまざまな部門のメンバーが連携して行っています。

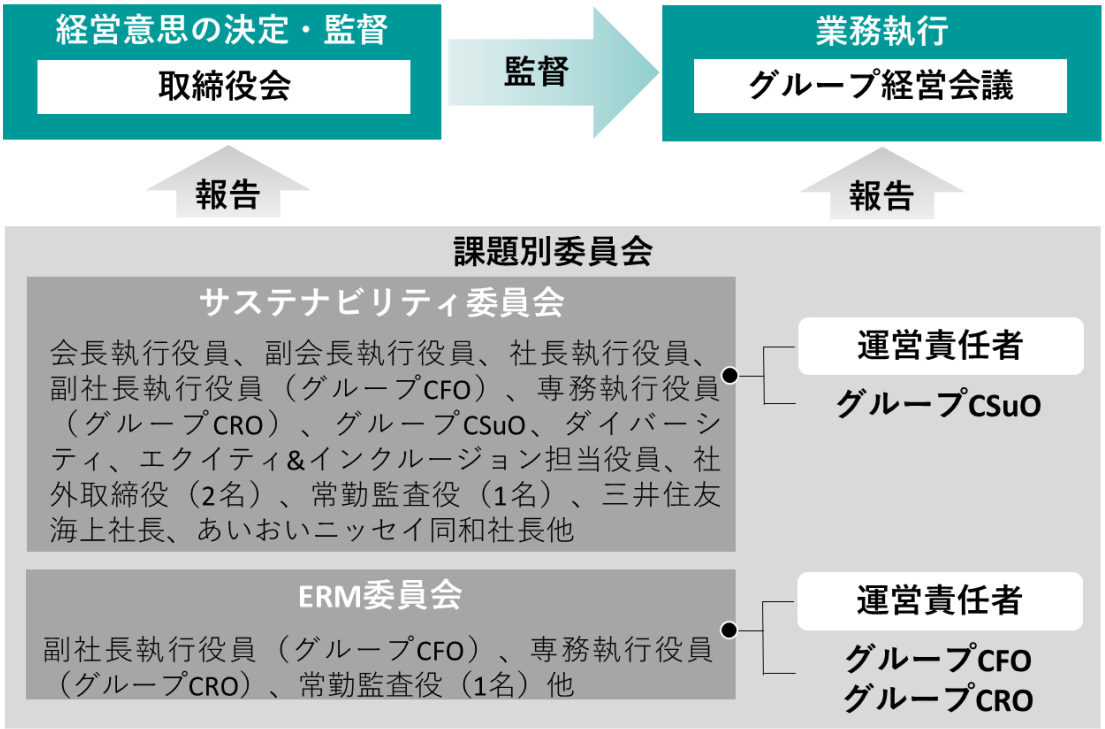

2．実務プロセス

当社グループは、2019 年 5 月に、「サステナビリティを考慮した事業活動」（グループ方針）として、あらゆる事業活動においてサステナビリティを考慮することを表明しました。2020 年 9 月に具体的なプロセスを公表し、取引にあたり ESG に関する考慮状況等を事前確認する運営を開始しました。事前確認を行う対象は、下表の通り、定期的に見直しを行っています。

年月	「サステナビリティを考慮した事業活動」の改定履歴
2019 年 6 月	・「サステナビリティを考慮した事業活動」を公表 ESG に関する考慮状況を取引にあたり事前確認する運営を開始
2020 年 9 月	・新設の石炭火力発電所に関する取引を停止 ・クラスター弾製造企業との取引を停止
2022 年 6 月	・炭鉱（主に一般炭を産出するもの）と既設の石炭火力発電所に関する新規取引を停止※1 ・環境・社会リスク評価を開始（オイルサンド採掘、北極圏におけるガス・油田開発、自然文化遺産・湿地を破壊するおそれのある事業、先住民族・地域住民の人権を侵害するおそれのある事業） ・対人地雷および生物・化学兵器製造企業との取引を停止
2023 年 5 月	・石炭事業を主業とする企業のエネルギー採掘の新規保険引受を停止※2 ・オイルサンド採掘、北極圏におけるガス・油田開発の新規取引を停止※3 ・環境・社会リスク評価対象を追加（石炭火力発電所、炭鉱、石油火力発電所、油田、ガス田の新規建設、水力発電所の新規建設、未開拓の場所への大規模な開発を伴う新規の農林水産事業）

※1 パリ協定の合意事項達成を目的に、脱炭素化等の技術・手法を取り入れている既設の石炭火力発電所および主に一般炭を産出する炭鉱の開発と運営に関する案件については、慎重に検討の上、対応を行う場合がある

※2 収入の 25%以上を石炭火力発電、主に一般炭を産出する鉱山から得ている企業、または 25%以上のエネルギーを石炭で発電している企業

※3 パリ協定の合意事項達成を目的に、温室効果ガス排出量削減計画を策定している企業やプロジェクトを除く

2022 年 6 月より、取引にあたっての事前確認において、環境・社会リスク評価を実施しています。取引禁止及び慎重な取引可否判断を必要とする対象全件について、国際的なガイドラインや法規制等を踏まえ、取引先における環境及び社会への考慮状況を確認しています。

（１）保険引受

グループ方針に沿った取引であることを確認し、該当する案件のみ保険引受を行っています。確認の結果、サステナビリティに関するリスク（ESG リスク）が高いと判断された案件については、エスカレーションプロセスを設け、グループサステナビリティ委員会に報告しています。2022 年度は 38 件の ESG リスク評価を行いました。また、方針の策定および見直しにあたっては、お客さま企業と対話を行い、ESG への対応の重要性について相互の認識を共有しています。2022 年度はグループ方針の改定に伴い、当社グループの正味収入保険料の約 2%を占める約 40 社のお客さま企業と ESG への対応について対話を行いました。

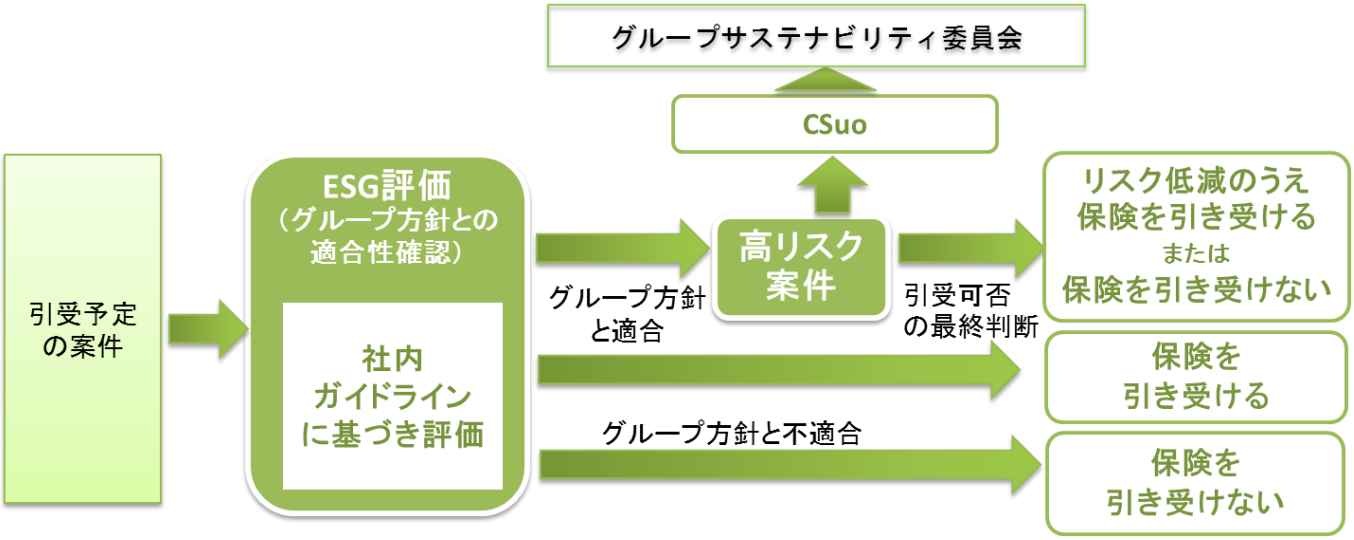

＜セクターに関する保険引受のガイドライン＞

セクター	区分	ガイドライン
石炭	取引禁止	石炭火力発電所、主に一般炭を産出する炭鉱の開発と運営に関する新規の保険引受を行わない※1
	取引禁止	石炭を主業とする企業のエネルギー採掘プロジェクトに関する新規の保険引受を行わない※2
石油・ガス	取引禁止	オイルサンド採掘及び北極圏における石油・ガス採掘プロジェクトに関する新規の保険引受を行わない※2
	慎重に取引を判断	石油火力発電と油田、オイルサンドの採掘、ガス田の新規建設プロジェクト
非人道的兵器製造	取引禁止	クラスター弾、生物・化学兵器や無差別殺傷につながる対人地雷製造企業の保険引受を行わない
農林水産	慎重に取引を判断	未開拓の場所への大規模な開発を伴う新規農林水産事業
水力発電	慎重に取引を判断	水力発電所の新規建設事業
自然保護区域	慎重に取引を判断	ユネスコ世界条約で保護対象となる自然・文化遺産およびラムサール条約で保護対象となる湿地を破壊する恐れのある事業
人権	慎重に取引を判断	先住民族・地域住民の人権を侵害するおそれのある事業

※1 パリ協定の合意事項達成を目的に、脱炭素化等の技術・手法を取り入れている既設の石炭火力発電所および主に一般炭を産出する炭鉱の開発と運営に関する案件については、慎重に検討の上、対応を行う場合がある

※2 収入の 25%以上を石炭火力発電、主に一般炭を産出する鉱山から得ている企業、または 25%以上のエネルギーを石炭で発電している企業

※3 パリ協定の合意事項達成を目的に、温室効果ガス排出量削減計画を策定している企業やプロジェクトを除く

（２）投融資

■当社グループのESG投融資取組み

ESG投融資の取組み	内容	対象資産
投融資プロセスへの統合（Integration）		
グループサステナビリティを考慮した事業活動への対応の反映	気候変動への対応、自然資本の持続可能性向上、人権の尊重の観点から、特定の資金使途や業種に対する投融資を行わない対象のスクリーニング、慎重な取引可否の判断を実施。	全運用資産
グループの優先取組課題のリサーチへの組込み	「CO2排出」、「森林破壊」、「水リスク」、「人権侵害」に着目し、ESG 評価会社や国際的イニシアチブ（CDP 等）の評価を投資判断、モニタリングに活用。	社債、株式、融資
建設的な対話（Engargement）		
エンゲージメント	スチュワードシップ活動を中心の対話を実施	株式
積極的な貢献（Positive Impact）		
サステナブル・テーマ型投資	ESG課題や、再生エネルギー（太陽光、風力、水素等）、グリーン・トランジションファイナンス（温室効果ガス削減）、地域創生などのテーマへの投融資。	債券、株式、融資、プライベートエクイティ
インパクト投資	気候変動を中心にヘルスケア、教育等のテーマに投資。	プライベートエクイティ

■資産クラスごとのESG要素の組込みプロセス（ガイドライン）

【対象資産】株式、債券、融資、プライベートエクイティなど

【グループのESG課題に対する外部評価の取込み】
＜優先対応項目（ESG課題）＞
１．気候変動への対応　　（石炭火力発電、CO2排出）
２．自然資本の持続可能性向上（森林破壊、水リスク）

ユニバース決定 → **銘柄選択** → **投資の実行**

ESG要素を投融資判断に体系的に組込んだリスク評価・分析

【グループサステナビリティを考慮した事業活動の反映】
＜取引禁止事項＞
・石炭火力発電、主に一般炭を産出する炭鉱の開発と運営
・オイルサンド採掘及び北極における石油ガス採掘
・クラスター弾、生物・化学兵器や無差別殺傷につながる対人地雷

＜セクターに関する投融資のガイドライン＞

セクター	区分	ガイドライン
石炭	取引禁止	石炭火力発電所、主に一般炭を産出する炭鉱の開発と運営に関する投融資を行わない※1
石油・ガス	取引禁止	オイルサンド採掘及び北極圏における石油・ガス採掘プロジェクトに投融資しない※2
	慎重に取引を判断	石油火力発電と油田、オイルサンドの採掘、ガス田の新規建設プロジェクト
非人道的兵器製造	取引禁止	クラスター弾、生物・化学兵器や無差別殺傷につながる対人地雷製造企業に投融資しない
農林水産	慎重に取引を判断	未開拓の場所への大規模な開発を伴う新規農林水産事業
水力発電	慎重に取引を判断	水力発電所の新規建設事業
自然保護区域	慎重に取引を判断	ユネスコ世界条約で保護対象となる自然・文化遺産およびラムサール条約で保護対象となる湿地を破壊する恐れのある事業
人権	慎重に取引を判断	先住民族・地域住民の人権を侵害するおそれのある事業

※1 パリ協定の合意事項達成を目的に、脱炭素化等の技術・手法を取り入れている既設の石炭火力発電所および主に一般炭を産出する炭鉱の開発と運営に関する案件については、慎重に検討の上、対応を行う場合がある

※2 パリ協定の合意事項達成を目的に、温室効果ガス排出量削減計画を策定している企業やプロジェクトを除く